

「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書」及び「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領

この届出書は、次のいずれかの場合に使用してください。

- ① 特例国税関係帳簿（※）に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）に記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」といいます。）第8条第4項（過少申告加算税の軽減措置）の適用を受ける旨の届出書に記載した事項の変更をしようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合。

※ 特例国税関係帳簿・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第5条第1項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿をいい、具体的に、以下のものをいいます。

- ・ 所得税法施行規則第58条第1項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）
- ・ 法人税法施行規則第54条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（手形（融通手形を除きます。）上の債権債務に関する事項、売掛金（未払加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。）、買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）その他債務に関する事項、法人税法第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券（商品であるものを除きます。）に関する事項、同条第二十三号に規定する減価償却資産に関する事項、同条第二十四号に規定する繰延資産に関する事項、売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するものを含みます。）その他収入に関する事項及び仕入れその他経費（賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除きます。）に関する事項の記載に係るものに限ります。）
- ・ 消費税法第30条第7項（仕入れに係る消費税額の控除）、第38条第2項（売上に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第38条の2第2項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第58条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿

（注）上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、次の表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項 ② 上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ③ 所得税法第2条第1項第19号（定義）に規定する減価償却資産及び同項第20号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④ 収入に関する事項 ⑤ 費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 手形上の債権債務に関する事項 ② 売掛金（未払加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ③ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ④ 上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ⑤ 減価償却資産等に関する事項 ⑥ 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項 ⑦ 仕入れその他費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 収入に関する事項 ④ 費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	① 債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ② 減価償却資産等に関する事項 ③ 山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④ 費用に関する事項

- ② 所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「旧法」といいます。）により電磁的記録又はCOMによる保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている国税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は国税関係書類（以下「書類」といいます。）これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿書類の種類を除きます。）の変更をしようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合。

1 届出期限

届出書等に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長等（注）参照）に提出してください。

- （注）1 届出者（保存義務者）が変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る国税の納税者であるときは、納税地を所轄する税務署長（その帳簿が消費税法上の事業者が保存しなければならないこととされるもののうち課税貨物の引取りに係る一定のもの又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第25号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第2条（税関長が所轄庁となる場合）に規定する帳簿のときは、納税地を所轄する税関長）となります。
- 2 届出者（保存義務者）が変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る国税の納税者でないときは、対応業務（国税に関する法律の規定により、その帳簿書類を保存しなければならないこととされている業務をいいます。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を所轄する税務署長となります。

2 提出先

- （1）届出者が本規定の適用を受けている所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合 納税地等を所轄する税務署長
- （2）所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき 当該所轄外税務署長

3 各欄の記載要領

- （1）特例国税関係帳簿について、法第8条第4項の過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるために提出した届出書に記載した事項の変更をしようとする場合
「規則第5条第3項」の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
- （2）旧法により電磁的記録等による保存等の承認を受けている帳簿書類について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿書類の種類を除きます。）の変更をしようとする場合
「旧法第7条第2項」の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

また、各項目の各欄について記載してください。

※ 規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、この項目1について記載は必要ありません。

項目	欄	記載要領
-	提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
1	帳簿書類の種類	「根拠税法」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を記載してください。 なお、変更しようとする事項に係る帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法）の複数の税法により保存義務等が規定されている帳簿書類のときは、「法人税法及び消費税法」（又は「所得税法及び消費税法」）と記載してください。 「名称等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項）を次のように記載してください。 （記載例） 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳 2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し 5 注文書、納品書、見積書、請求書 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書（記載例）
	変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）	帳簿書類の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。 また、括弧内には、その帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。
	保存方法	変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の、スキャナによる保存の場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
	納税地等（上段）及び保存場所（下段）	変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る納税地等及び保存媒体の保存場所を記載してください。

2	変更しようとする事項及び変更の内容	それぞれの申請書又は届出書により申請又は届出した内容について、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。 特に、規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、次の事項を記載してください。 ① 新たに特例国税関係帳簿の対象となる帳簿の備付け及び保存を開始したことにより、規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、その帳簿の名称とその帳簿の備付け及び保存に代える日を記載してください。 （記載例） 売上帳 令和5年1月1日以後備付け ② 「特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日」には、適用を受ける旨の届出書を提出日した日を記載してください。
3	その他参考となる事項	旧法第7条第2項の規定により届け出る場合で該当する方は、次の事項を記載してください。 ① システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合には、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の種類及び残りの保存期間を記載してください。 ② システム変更を行い、旧法第4条第3項の規定により保存している電磁的記録を変更前のシステムから変更後のシステムに移行することの可否について対応する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。